

一般社団法人 日本授業UD学会
「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」
倫理綱領

制定：2023年 3月 31日

一般社団法人 日本授業UD学会（以下、本学会）は、「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」倫理規程第2条に基づき、この倫理綱領を定める。

<前文>

「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、その活動や研究によって得られた知識と技能を、すべての人々が「楽しく『わかる・できる・探究する』」授業UDの発展に寄与することに努めるものである。そのため、「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、自らの専門的な業務及び研究が授業UDの推進及び発展に重大な影響を与えるものであるという社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

<責任と人権の尊重>

第1条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、自らの専門的業務の及ぼす結果に責任をもたなければならない。

- 1 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、その業務の遂行に際しては、人権尊重を第一義と心得なければならない。
- 2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、その業務の遂行に際しては、個人的、組織的及び政治的な目的のためにこれを行ってはならない。

<技能及び資質向上>

第2条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、本学会が定める専門的技能を活用して、教員又はその他教育関係者に対して、授業UDに関する支援を行うものとする。

- 2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、常にその知識と技能を研鑽し、高度の技術水準を保ち、資質の向上に努めるとともに、自らの能力と技能の限界についても十分に理解しなければならない。

<支援>

第3条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、支援の対象者（以下、対象者）に事前に支援の目的、内容及び方法を十分に説明し、理解を得なければならない。

第4条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、自己の専門的技能の範囲で業務を行うと共に、常に最善で専門的な支援を提供するように努めなければならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者の信頼感又は依存心を不当に利用しないように留意しなければならない。職業的関係のなかでのみ業務を行い、対象者との間に不適切な関係をもってはならない。

<研究>

第5条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、授業UDに関する研究を行うに際して、対象者に不必要な負担又は苦痛もしくは不利益を与えてならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、その研究が業務の遂行に支障を来さないように留意すると共に、対象者にその研究の目的、内容及び方法を説明し、同意を得なければならない。

3 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、研究の公表に当たっては、学術的に公正であり、社会的責任を明白にしなければならない。

<秘密保持>

第6条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、業務上知り得た個人情報や事項については、その保護に努めなければならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、研究の公表に際して、個人又は学校等の資料を用いる場合は、その秘密を保持し、個人又は学校等が特定されないようにしなければならない。「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の登録の取り消し後も同様とする。

<公開>

第7条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、一般の人々に対して授業UDに関する知識又は専門的意見を公開する場合には、公開内容について誇張がないようにするとともに、公正を期さなければならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、前項の内容が、商業的宣伝又は広告とならないよう留意しなければならない。

<他の専門職との関係>

第8条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、他の関係専門職の使命、権利及び技能を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、その業務の遂行に支障を及ぼさないようにしなければならない。

<記録の保管>

第9条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者の記録を5年間保存しておかなければならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、記録の保管に当たっては、個人情報の保護に努めなければならない。

<倫理の遵守>

第10条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、本綱領を十分に理解し、遵守しなければならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、本綱領に違反の疑義が発生した際には、倫理委員会の調査・裁定を受ける場合がある。

<補則>

第11条 本綱領の具体的な倫理基準は、理事長が別に定める。

附 則

1 本倫理綱領は、2023年3月31日から施行する。